

## 地域包括ケア計画〔高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕の策定について

### 1. 地域包括ケア計画〔高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕について

- 市町村は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく老人福祉計画、及び介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画を一体として策定することが義務づけられており、本市では、「地域包括ケア計画〔高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕」をこれに位置づけています。
- 令和 2 年度末で第 7 期計画が終了となるため、令和 3～5 年度までの 3 年を計画期間とする第 8 期計画を策定します。
- 第 8 期計画においては、2025 年にとどまらず、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、高齢者人口がピークを迎え、現役世代が急減する 2040 年を念頭に置いて取り組んでいく必要があります。

### 2. 計画策定スケジュール

